

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答	内閣府整理				
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討											
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	29202	農家レストランの市街化調整区域内の設置の容認	農業者が生産する農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを市街化調整区域内に設置できるよう、要件を緩和する。	地域の農産物を積極的に使用することや、地域の農地利用に支障を来さないことなど、地域農業振興が図れることを前提として、農家レストランの市街化調整区域内での設置に係る規制の緩和が必要となっており、規制の緩和により農業者の六次産業化の推進及び所得の向上を図ることができる。 * 六次産業化により農業以外の所得向上や経営の多角化が図られるとともに、輸出にもつなげることが可能となり当特区事業の目標に合致するもの。	1回目	国土交通省	都市局	都市計画課	都市計画法	D	-	-	市街化調整区域は、原則開発が禁止されている区域であり、例外的に立地できる用途は、都市計画法第34条各号に限定列挙されているが、農家レストランについては、例えば、 ①主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のために必要な店舗(法第34条第1号)や、休憩所(法第34条第9号)に該当すると認められる場合には市街化調整区域に立地することが可能である。 ②また、①と認められない場合であっても、開発審査会の議を経て立地を認めることも可能であり、いわゆる「付帯基準」とされるものの中で、提案事項の効けとなっているものについては、都市計画法に基づく規制ではなく、開発審査会を設置する地方公共団体の判断等によって設けられているものであることから、開発審査会を設置する地方公共団体と調整が図られれば、現行制度において提案事項の実現は可能である。 このため、提案事項に係る開発審査会の設置者である北海道と貴特区との間で十分調整いただくことで、現行制度において、提案事項を実現することは可能と考える。	a	ご指摘のとおり、現行制度において、対応することとします。	国土交通省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	iii
					2回目												